

26み監査第 91号  
平成27年 2月27日

みよし市長 小野田 賢 治 様  
みよし市議会議長 近 藤 剛 男 様  
みよし市教育委員会委員長 木 戸 友 二 様

みよし市監査委員 倉 本 繁 八  
同 林 徳 秋

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八  
林 徳秋

## 第2 監査の種類

財政援助団体監査（補助金交付）

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施期間

平成26年10月6日から平成26年11月19日まで

### 2. 監査の対象とした団体

財政援助団体	市所管部局
みよし市体育協会	教育部 スポーツ課
みよし市観光協会	経済環境部 産業課
学校法人英明学園 東山幼稚園	健康福祉部 子育て支援課

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

#### (1) 対象事項

平成25年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

#### (2) 対象補助金及び交付決定額

みよし市スポーツ振興事業補助金	9,745,668 円
みよし市観光協会事業補助金	38,044,264 円
みよし市私立幼稚園就園奨励費補助金	8,651,800 円
みよし市私立幼稚園在園児授業料等補助金	595,650 円
みよし市私立幼稚園教育振興費補助金	1,026,000 円

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金交付の公益上の必要性は十分にあるか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地に調査し、監査を実施しました。

## 第4 監査の結果

### 1. みよし市体育協会

みよし市における体育・スポーツ団体を総括し、体育・スポーツの普及と振興を図り、市民の健全な心身の発展に寄与することを目的とし、昭和37年に設立されました。加盟団体は、18団体4,826人、スポーツ少年団は13団体414人となっています。

監査は、11月15日体育館事務室において、午前9時50分より午前11時40分まで、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書、預金通帳、会則等を確認し、実施しました。

### 2. みよし市観光協会

観光資源の開発並びに観光施設、行事等の紹介及び宣伝を行い、観光客の誘致を図り、もって市の発展に資することを目的とし、平成2年6月16日に設立されました。「いいじゃんまつり」「みよし池まつり」「大提灯まつり」といった、みよし市内外から多くの人が集まる、みよしの三大夏まつりの実施及び支援を主となる事業としています。

監査は、11月19日監査委員室において、午後1時10分より午後2時53分まで、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書、預金通帳を確認し、実施しました。

### 3. 学校法人英明学園 東山幼稚園

東山幼稚園は、昭和42年に開園し、昭和48年に学校法人私立幼稚園として認可されました。こどもを大切にすることを第1と考え、約5年前から園庭の芝生化を実施し環境の整備も行っています。また、勤労者を対象として、無料で預り保育も実施しています。

監査は、11月19日東山幼稚園事務室において、午後3時15分より午後3時45分まで、各補助金の申請書類の確認、特に、みよし市私立幼稚園教育振興費補助金においては、活用状況について、理事長から実施したイベント内容の説明を受けるとともに、作成したイベントのパンフレット等の確認を実施しました。

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及びそれぞれの補助金交付要綱に規定された補助金の交付条件に従って、各団体の会則を始め経理規程等の諸規定に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。また、補助金の使途は、交付目的に沿ったもので、十分な効果を上げていることを確認しました。しかし、事務執行の一部において、合規性の観点から、指摘事項6件、指導事項2件の注意改善を必要とする事項が見受けられました。

注意改善を必要とする事項については、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう要望するとともに、再発防止に向けた一層の取り組みを求めます。併せて、指摘事項については、改善等を講じた措置について遅滞なく報告をお願いします。

1 指摘事項（改善を求める必要のあるもの）

(1) みよし市体育協会

①支出事務について

(ア) 業者より過請求されたものについて、過払いになったままとなっており精算されていない支払いがあった。

(イ) みよし市体育協会財務規程では認められていない、款間での流用が行われていた。

(2) みよし市観光協会

①支出事務について

(ア) 支出調書において、資金前渡の手続きがされず、立替払による領収書によって、支払われているものがあった。

(イ) 観光協会役員報酬の源泉徴収について、3%で行うべきものを10%で行っていた。

(ウ) 請求額どおり正しい金額で支払はされているが、支払調書の支出額に誤りのあるものがあった。

②補助金交付事務について

(ア) 補助金変更申請書の変更内容が変更収支予算書の内容と整合性がとれないものがあった。

2 指導事項（注意改善を必要とする場合で、その程度が軽微なもの）

(1) みよし市体育協会

①補助金交付事務について

(ア) 団体事業助成金と教室開催補助金における領収書等、実績報告書に実績を示す書類が添付されていなかった。また、書類の修正誤りや領収書の記載内容の不備があった。

(2) みよし市観光協会

①収入印紙の取扱いについて

(イ) すぐに使う予定のない収入印紙が保管されていた。